

2011年4月28日

東日本大震災の被災地域のお客さまに対する 保険料払込猶予期間の再延長等の実施について

このたびの大規模地震により被災されたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。
一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 松尾 憲治）は、東日本大震災により被災されたお客さまに対して、保険料払込猶予期間の延長（最長6ヵ月）を実施していますが（2011年3月13日公表）、これまでの被災地の復旧・復興状況をふまえ、次のとおり追加の取扱いを実施いたします。

1. 保険料払込猶予期間の再延長について

お客さまからのお申し出（※）により、保険料のお払込みについて猶予する期間をさらに3ヵ月延長いたします（最長2011年12月末まで）。

（※）本件のお取扱いは、2011年9月末日まで保険料払込猶予期間の延長を行ない、その期間内に通常通りのお払込みをいただけないご契約が対象となります。

2. 猶予した保険料の払込期日に関する特別取扱いについて

保険料払込猶予期間後にご契約の継続を希望される際には、猶予期間分の保険料を猶予期間の末日までにお払込みいただく必要がございます。

ただし、猶予期間分の保険料全額のお払込みが困難な場合は、2012年1月から継続して保険料をお払込みいただくことで、ご契約を継続することが可能となります。その場合、猶予期間分の保険料の払込期日を2012年10月まで延長してお取扱いさせていただきます。

なお、猶予期間分の保険料については、分割してお払込みいただくことも可能です。

以上